



平成30年5月25日

各 位

上場会社名 センコーグループホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久  
(コード番号 9069 東証一部)  
問合せ先 センコー株式会社  
執行役員総務部長 竹谷 聡  
(TEL. 06-6440-5155)

## 業績連動型株式報酬制度における株式報酬等の額および内容改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月27日開催予定の第101回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、当社および当社のグループ子会社の取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容の改定に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 業績連動型株式報酬の額および内容改定について

当社は、2017年6月28日開催の第100回定時株主総会（以下「前株主総会」といいます。）において、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、当社および当社の主要グループ子会社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至っております。

2017年9月22日付「業績連動型株式報酬制度の一部内容変更に関するお知らせ」にてお知らせさせていただきましたとおり、当社は、当社グループの中長期的な業績向上ならびにより一層の企業価値向上に資する制度とすべく主要グループ子会社の取締役に対する株式報酬額の増額および対象となる子会社の追加を行うこととし、本日開催の取締役会において、本株主総会に、本制度における業績連動型株式報酬の額および内容改定に係る議案を付議することを決議いたしました。

なお、主要グループ子会社の取締役に対する株式報酬額の増額および対象となる子会社の追加については、本年開催の当社および各子会社の定時株主総会または臨時株主総会において、本制度における業績連動型株式報酬の額および内容の改定の承認を得ることを条件としております。

また、前株主総会においてご承認いただいた本制度の内容は、次項において記載する点を除き、変更ないものとします。

## 2. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は 2018 年 3 月 31 日で終了した事業年度から 2020 年 3 月 31 日で終了する事業年度（以下「対象期間」といいます。）までの 3 事業年度を対象として、各事業年度の役位および業績の達成度に応じて、当社および当社のグループ子会社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付（以下「交付等」といいます。）を行う制度であります。

### (2) 本信託に拠出される信託金の上限および本信託から交付等がなされる当社株式（換価処分の対象となる株式を含みます。）の上限数

信託期間内に対象会社が本信託に拠出する信託金の合計額および本信託において対象取締役に 1 年あたりに付与するポイントの総数は、対象会社ごとに株主総会において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

※ 信託金の上限金額は、現在の対象取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。なお、当社が本信託に拠出する信託金の合計額および当社取締役に 1 年あたりに付与するポイントの総数についての変更内容はありませぬ。

	3 事業年度あたりに本信託に拠出する信託金の合計上限金額	3 事業年度あたりに本信託より交付等が行われる当社株式総数の上限	年間付与ポイント数の上限
当社	70.0 百万円 (同上)	162,000 株 (同上)	54,000 ポイント (同上)
対象となる子会社の合計	327.9 百万円 (110.0 百万円)	753,000 株 (252,000 株)	251,000 ポイント (84,000 ポイント)
合計	397.9 百万円 (180.0 百万円)	915,000 株 (414,000 株)	305,000 ポイント (138,000 ポイント)

※ 上表の括弧内は、前株主総会における決議内容です。

※ 対象となる子会社は、15 社より 84 社に変更となります。

### (3) 本信託による当社株式の追加取得方法

本信託による当社株式の追加取得は、上記(2)の信託金の合計上限金額および交付株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。前株主総会で承認決議を得た信託金の上限額と本株主総会で承認決議を得る信託金の上限額の差分は 217.9 百万円です。

なお、2017 年 9 月 22 日に同様にお知らせいたしました「当社グループの幹部社員に対する株式交付型インセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」記載のとおり、対象従業員に対する株式交付額の増額および対象子会社の追加も行う予定ですので、併せてご案内致します。

以上

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |                      |  |
|----------------------|--|
| ① 信託の種類              | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                  |
| ② 信託の目的              | 対象取締役に対するインセンティブの付与  |
| ③ 委託者                | 当社   |
| ④ 受託者                | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                |
| ⑤ 受益者                | 対象取締役のうち受益者要件を充足する者  |
| ⑥ 信託管理人              | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                       |
| ⑦ 信託契約日              | 2017年9月22日   |
| ⑧ 信託の期間              | 2017年9月22日～2020年9月末日                                       |
| ⑨ 制度開始日              | 2017年9月22日   |
| ⑩ 議決権行使              | 行使しないものとします。   |
| ⑪ 取得株式の種類            | 当社普通株式   |
| ⑫ 改定後の信託金の<br>上限額    | 397.9百万円（従前の上限額との差分は217.9百万円）                              |
| ⑬ 追加信託による株<br>式の取得時期 | 2018年8月15日（予定）～2018年9月20日（予定）                              |
| ⑭ 株式の取得方法            | 株式市場から取得   |
| ⑮ 帰属権利者              | 当社   |
| ⑯ 残余財産               | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式<br>取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事<br>務を行います。                  |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に<br>基づき受益者への当社株式の交付事務を行います。 |

以上